

第4回定例会

12月4日～12月12日
(9日間)

進めるため 条例を制定

(平成31年4月1日施行)

町の良好な景観づくりを

町長から提案された条例の新規制定・一部改正、補正予算、人事案件など13議案を慎重に審議した結果、全て原案のとおり可決しました。
一般質問は10議員が行い、平成31年度の予算編成ほか、町政全般をただしました。
また、請願1件を関係する常任委員会に付託して審査しました。

条例の趣旨

玉村町の景観といえば、宿場町としての繁栄を今に伝える旧日光例幣使道の街並みや、利根川などの水辺、ふるさとを感じさせる上毛三山を眺望する田園風景などがあります。こうした町独自の景観資源はかけがえのない町民の財産であり、この景観資源を守り活かすことで、町のさらなる発展につなげるため、条例を制定します。

これまで、玉村町は、群馬県景観条例の適用を受けてきましたが、今後は、玉村町景観計画と玉村町景観条例に基づき、町の実情に応じた良好な景観づくりを進めます。

総務経済常任委員会に付託して審査

原案可決(賛成全員)

本会議で原案可決(賛成全員)

景観計画・景観条例の概要

町全体を3つのゾーンに分け、ゾーンごとに届け出が必要となる建築物の建築などの行為(届出対象行為)や、守っていただきたい基準(景観形成基準)を定めます。景観条例は、景観計画の実現を図るための裏付けとなるものです。



田園居住ゾーン
(市街化調整区域)



玉村宿重点景観形成ゾーン
(玉村八幡宮周辺・
旧日光例幣使道周辺)



市街地ゾーン
(市街化区域)

ゾーン共通の 主な景観形成基準

- ・色彩基準に適合した外観とすること。
- ・周辺景観との調和に配慮した素材を使用すること。

【主な質疑】

問 市街地ゾーンと田園居住ゾーンについては、県の基準とほぼ同様ということがあるか。

答 市街地ゾーンについてはこれまでとほとんど変わりません。

田園居住ゾーンについては、届出対象となる建築面積が1000平方メートル超から500平方メートル超に引き下げられるなどの違いがあります。

問 玉村宿重点景観形成ゾーンの制限が一番大きいと思うが、住民の同意は。

答 該当する地区を対象とした住民説明会を開催しました。また、景観計画の概要についての回覧等も行いました。

問 玉村宿重点景観形成ゾーンの届出対象建築面積が10平方メートル超の理由は。

答 極端に小さな建築物については影響がないと考え、10平方メートル超としました。

問 玉村宿重点景観形成ゾーンについては旧宿場町の風情を守るとあるが、この条例により今後どのように変化すると考えるか。

答 景観計画と景観条例により、余りにも派手な建物は建てられなくすることで、今後街並みの整備を考える際に手遅れとならないようにします。